

東寺観智院金剛蔵『本朝真言附法血脉圖』（特4箱11号）の調査報告と翻刻

湯 浅 吉 美

はじめに

四半世紀を超えて参加させていただいているところの東寺観智院金剛蔵聖教類閲覧調査の報告として、今回は標題資料の書誌事項と全文翻刻とを提示する。

このたびは先ず、お悔やみの詞から始めねばならない。永年にわたり調査に際して御高配を賜わった第二五六世長者砂原秀遍猊下が、昨年夏に御逝去された。まことに

痛惜に堪えない。報告者ごとき弱輩にも気さくに接してくださり、長者室にまでお邪魔してお話できた夏の日を思い出すにつけ、哀悼の念の弥増しなるを覚える。専攻分野から思えば、東寺長者は正に「史上の人物」である。いかに現代とは申せ、そのような方と直に言葉を交わすことができるとは、夢想だになかった。返すがえすもありがたいことであつたと思う。このうへは、故猊下の御冥福を心からお祈りいたし、今後とも変わらず調査の

進展を見守ってくださることを願うばかりである。

続いて、東寺（教王護国寺）、宝物館、さらに観智院の皆様にも、衷心より御礼申しあげる。別して、直接お世話くださる山田忍良師と新見康子氏には御礼の詞もない。毎年夏の調査に際して一方ならぬ御厚誼を辱うするのみならず、拙稿の公刊を常に御快諾くださることに對して、満腔の謝意を表する。

また、橋本照稔猥下を筆頭に、大本山成田山新勝寺と同仏教研究所の方々の御高配に感謝申しあげる。地味で時日を要する基礎研究に對して惜しみなく恵与せられる御厚情に甘え、この仕事を継続することが可能となっている。現今の我が国にあつては大学でも、規模や伝統の奈何を問わず、至難のことに相違ない。その世情に慨嘆しつつ、ここに十分なる謝辞を見出しえぬことを愧じるのみである。

《書誌事項》

本朝真言附法血脉圖 一卷（特4箱11号『目録』19―259頁）^①

南北朝時代貞和六年（一三五〇）写 一軸

【装訂】卷子装。全長一二米〇二・八糎。

【表紙】後補浅黄色表紙、縦二七・八糎、横二〇・七糎。^②

外題「本朝真言附法血脉圖」（直接墨書）。外題下に「観智院」とあり（外題同筆、直接墨書）。

【見返・遊紙】特記事項なし。遊紙なし。

【序・目録】なし。

【本文部分】内題「本朝真言附法血脉圖」。斐楮交漉紙。紙数二七。標準一紙長四三・三ないし四三・六糎。^③紙高二七・六糎。無辺無界。毎紙行数二〇行内外。毎行字数不等。字面高さ約二五糎。系図線、世代数、およびごく一部の注記は朱書。少数の異本注記、および間々追筆あり、賢宝筆と見ゆ。その他、訓点等なし。全巻にわたり一六箇所の裏書あり。

【尾題・奥書】尾題なし。貞和六年の書写奥書あり、翻刻参照。奥巻横一三・八糎、寛保三年（一七四三）の修補識語あり、翻刻参照。

【その他】特記事項なし。

《若干の解題》

本資料の書名を『国書総目録』に徴しても著録されていないが、同名もしくは類似の書名をもつ資料は少なからずある。現に同じ観智院金剛蔵にも存するし、報告者もすでに何点か報告したことがある。この書名は普通名詞に近いものゆえ、書名が同じでも同一書の別本とは限らない。しかし一方で、内容が内容だけに、師資相承の次第はどの本を見ても同様なのは当然である。大きな差異は、個々の人物に対する注文の粗密だといえよう。また、年齢や伝授の年月日などにはしばしば異同が見られる。それらについて一つ一つ比較検討することはまた別の課題だと思うので、ここでは言及しない。醍醐寺の佐藤

賢龍師が進めておられる『日本密教人物事典 醍醐僧伝探訪』（国書刊行会、二〇一〇年）などに期待を寄せている。報告者も、これまでに公刊した資料を通検するような索引をそろそろ作りたいと考えてはいるものの、なかなか思うに任せぬところである。

さて、本資料の概要を一瞥しておこう。

まず全体としては、当然ながら「第八高祖」たる空海に始まる。法諱以下、伝を記し、最後は付法弟子の人数で終わる。続いて、系図線を横に引いて、その下に付法弟子を並べてゆく。一部の弟子にあつては条下に孫弟が記載される。二番目は「檜尾和尚」（実恵）だが、彼は真言密教の第何祖に数えられないので、その朱注はない。以下、⑨真雅、真紹、宗叡、⑩源仁、⑪聖玉、⑫観賢、⑬淳祐、⑭元果、⑮仁海、⑯成尊と続き（丸付き数字は世代数）、成尊付法の義範、範俊、明算、源尊、および明懷、行秀、行照、智照を挙げて終わる。出現する年号としては、明算条の嘉承元年（一一〇六）が下限であるから、本資料祖

本の成立は十二世紀初頭から前半頃と見て大過あるまい。第十一祖聖宝を以て「導師」と敬称し、世代としては成尊で終わっている点から、言うまでもなく小野流の血脈で、さらに三宝院流やその他の諸流が分派成立する以前の態様を示している。

奥書によれば、本資料は聖済自筆本を以て書写したという。聖済は勸修寺慈尊院第五世で、鎌倉後期の人。その付法に栄海があり、栄海の正嫡が観智院杲宝、さらに賢宝と続く流れなので、本資料は正に、いわゆる杲宝ゼミナールの手沢本に相違ない。彼らは、教学研究はもちろんのこと、精力的に東寺史の撰著を進めたからして、その資料として集積された諸書の一つと評することができよう。⁴ 少数ながら追筆注記に「榮（海）筆」と見えるのは、聖済自筆本に栄海が追記した部分の謂であろうから、如上の推定を裏付けるものと考ええる。

裏書では別の諸書を参照している。曰く、仁海『日本高僧伝』、『仁證記』、『密教相承抄』、『尚祚記』などであ

る。仁證は十二世紀末、文治年間の東寺二長者。尚祚は十三世紀半ばの人で、高野八傑の一人。いずれも、彼らの残した何らかの記録と見える。『日本高僧伝』や『密教相承抄』も大いに興味深い書名だが、寡聞にして知るところがない。

細かに見てゆくと、いくつか瞠目させられるような記事が見られる。そのうち一つ二つを紹介しておこう。

まず、第2紙に見える真如条の注文。真如が平城皇子高岳親王にして、入唐し、さらに天竺に向かつて旅立つた後、羅越国で消息を絶つたことは周知のとおりだが、「或人云、水酔遷化」とある。虎に襲われたなどという、根も葉もない伝説らしきものもあるが、水に酔いて、つまり俗にいう水中りで遷化したという説を初めて知った。今更の如く、遊澤龍彦『高丘親王航海記』や佐伯有清『高丘親王入唐記』などを読まねば、と思つた次第である。⁵

次に、そのすぐ後の泰範条の注文。泰範が元は最澄の弟子で、高雄山寺に在った空海の許に最澄の使者として通

ううちに宗旨替えをして戻らなくなった一件もまた、知らぬ者のない話だが、ここには「天台第四座主光定、号別當大師」と見える。つまり、泰範と光定とを同一人物としている。最澄の悲願たる大乘戒壇設立の勅許を得るべく奔走し、これを実現した光定の功績は無論承知していたものの、よもや泰範と同一人物との伝があるとは思わなかった。あらためて佐和隆研編『密教辞典』を見る

に、そのような説があるが誤り、と記述されており、己の不勉強に恐懼させられた。謬説には違いないけれども、それなりに何か典拠あつてのことかもしれない、いささか興味を覚える。

全体的に見て、紙面のすこぶる整った写本であり、稿本のような性格をもつものではないと考えられる。由緒が明確であることも、資料として高く評価すべき点かと思う。血脈図としては、さまで目新しい所見を与えてくれるものではないかもしれないが、かかる資料を集めれば集めるほど、より確かな僧伝・寺史を編むことが可能

となるであろう。その一つとして、御高覧いただければ幸いである。

注

① 『目録』は、京都府立総合資料館編『東寺観智院金剛藏聖教目録』（京都府教育委員会、一九七五・八六年）を指す。以下の書誌事項には『目録』と相違する計測値などもあるが、報告者の実見・実測したところを提示し、とくに必要のない限り指摘・注記はしない。なお、報告者は書名決定の第一典拠を内題に求める立場に従うので、書名の表記を「本朝真言附法血脉圖」とする。後補外題も同じ。『目録』は原則として外題を採ったというが、所掲の書名「本朝真言附法血脉圖」は、厳密に言えば抛り所がない。

② 長崎盛輝『日本の傳統色—その色名と色調—』（京都書院、一九九六年）の85番浅黄（うすき）と94番白橡（しろつるばみ）との間くらいの色。なお報告者は、書誌の報告において、こうした標準的な色見本によって表紙等の色を記載することを提唱する。書誌学者は往々にして（とくに国文系の人は）、『延喜式』や襲の色目に登場する色名に執着するが、あまり客観的・科学的とはいえない。右の書が適當であるか否かは確定的ではないけれども、一応の目安にはなる。何よりも、文庫版で手軽な点、出張調査の折に便宜である。

- (3) 標準一紙長とは筆者が書誌事項の報告をする際に使用している造語である。文字どおり、当該卷子本を構成する料紙一紙の標準的横長を意味する。原則として最頻値（モード）を採るが、継ぎ目糊代に伴う誤差の範囲内において複数の最頻値が出るならば、その平均を採る。もともと複数種類の料紙が用いられている場合には、それぞれの標準一紙長を記載する。事々しいように思われるかもしれないが、一葉ごとに採寸してゆくと、料紙利用の様態が鮮明に浮かび上がってくる場合がある。たとえば、時や人を異にする書き継ぎ、推敲に伴う切断など。
- (4) その成果の最たるものが『東宝記』と『東寺長者補任』とであり、さらに敢えて付け加えるならば、成田山新勝寺蔵『後七日御修法阿闍梨名帳』である。『名帳』については、かつて本誌18号（一九九五年）に報告したが、もっぱら体裁に関わることはいえ、意に満たぬところがあるので、いずれ修訂したいと考えている。
- (5) 羅越国はシンガポール辺りとされるから、水の中にしても虎害にしても、十分にありそうな話ではある。

《翻刻例言》

* 改行、傍記、小字片側寄せ、小字双行などの体裁は原本どおりとする。文字の大小、配置なども、努めて原本の態様を髣髴せしめるよう心掛けた。ただし、字間の空きについては十分には再現していない。

* 用字については以下の方針に従う。

・ JIS 内漢字および『今昔文字鏡 単漢字 10 万字版』(東京、紀伊國屋書店、二〇〇一年)の TrueType フォントを用いて表現可能なものは、原本の字形を活かす。したがって、同じ字の新旧あるいは正俗の混在する場合がある。

・ それ以外の別体字は、右の範囲内に存する最も適当な文字に改め、必要に応じて翻刻注を施す。

・ ごくふつうに使われる別体字は、殊更に原本の字形を出さずに通行字体を用いる(例えば、高↓高、職↓職、弘↓弘など)。

・ 文字の筆法によっては、筆写者がどの字形を書こうとしたものか判然としない場合が少なくない。その際は、概ね通行の字形を用いる。

・ 原本の字形を残すか、通行字体に置き換えるか、その判断にややゆらぎがある。とはいえ、よほど用字法などの検討に踏み込まぬかぎり、あまり厳格に呻吟することは、むしろ無意味であろう。

・ 本資料においても、大と太、小と少など、他の資料でもふつうに見られる異字通用がある。これらについては、翻刻には原本にあるとおりの字を出し、一々(ママ)を付けなかった。この方針によると誤植の識別が困難という憶みもあるが、報告者は(ママ)をできるだけ使いたくなくと考えており、無闇に(ママ)を付けるのは好ましくないと考える。なお疑わしい場合には、報告者まで照会されたい(y.yusasa@saigaku.ac.jp)。

* 括弧()内は、報告者の加えた字句である。

* 毎紙、冒頭に紙数を示す。無論、系図線は原本では

繋がっている。

* 朱書は二重カギ括弧『』を以て括る。

* 系図線は朱線である。ただし、ごく一部に追記と見られる僧名があり、そこに至る系図線はやや太めの墨線となっている。翻刻ではその部分を太線とし、翻刻注を加えた。

* 少数ながら、字句に合点を打っている箇所がある。墨筆は太い実線、朱筆は細い二本線で示したが、なお念のため翻刻注を加えた。

* 裏書は本文の後にまとめた。それぞれの見出しに（第何紙、「何々」裏書）とあるのは、オモテ面「何々」の位置に裏書の第一行があることを意味する。

* 「JX」では注の管理がすこぶる容易なので、原本所見に係る翻刻注は全て注として末尾にまとめた。なお、この点は「JX」を採用するメリットの一つでもある。

* その他、一般的な翻刻に準じて解釈されたい。

《付記》

* 小稿は報告者自身が日本語版 $\text{\LaTeX}$ 2 ϵ （角藤亮氏によるいわゆる角藤版 $\text{\LaTeX}$ 2 ϵ ）で組版し、大島利雄氏公開の“dvipout for Windows” version 3.11.4 によって印刷出力したものを版下として使用した。

* JIS外漢字を組版するため、『今昔文字鏡 単漢字10万字版』（東京、紀伊國屋書店、二〇〇一年）のTrueTypeフォントを使用した。当該フォントの著作権は株式会社エーアイ・ネットならびに文字鏡研究会にある。

* 前項のフォントを $\text{\LaTeX}$ 2 ϵ 上で使用するに当たり、堀田耕作氏によるフリーウェア Mjfonts パッケージを利用した。

* これらのソフトウェア等を開発・公開された諸氏に心より敬意を表する。

(後補外題)

本朝真言附法血脉圖 觀智院

(第1紙)

本朝真言附法血脉圖

第八高祖本朝国師弘法大師

法諱空一

延暦廿三年五月渡海其年臘月得到

長安翌年遇青龍寺灌頂阿闍梨法諱

惠果以為師主其阿闍梨是三朝国師大

辨正三藏不空附法上足也六月十三日入大

悲胎藏大曼荼羅七月上旬更入金剛界大曼

荼羅八月上旬受傳法阿闍梨位之灌頂矣

大同元年帰朝

平城天皇請来一百餘部

弘仁三年十一月十五日於神護寺始開金剛界

灌頂壇同十二月十五日開胎藏界灌頂壇

(第2紙)

同十年建立高野金剛峯寺

同十三年平城太上皇臨灌頂壇

同十四年嵯峨天皇臨御受灌頂壇自尔以

降一人百寮縉素貴賤覓受密印仰望

秘宗矣

護持四朝為国師焉

承和二年三月廿一日入定

年六十二
齡四十一

付法十人

實惠繪尾

(第3紙)

真濟 高尾

左京人紀氏世稱紀僧正

天長元年受灌頂年廿五時人奇之

承和七年為神護寺別當實惠第十一年十一月

任律師加長者一長者始十四年至一長者天安元

任僧正貞觀二一二月廿五日卒六十

真雅

道雄

少僧都海印寺花嚴宗俗脫
仁壽元年四月 日卒

圓明

律師 東寺凡僧別當
嘉祥三年七月任律師能治實
仁壽元年 月 日卒

真如

賢大法師位 平城天皇御子高岳親王是也

改遍明 貞觀三年入唐從唐朝欲渡天竺到羅越國

遷化。或人云水醉遷化。

壹演

權僧正 貞觀九一七月十二日卒

①

由蓮

②

杲隣

修禪寺嶺東
伊豆國走湯山根本

泰範

牟漏傳教弟子
天台第四座主光定号別當大師

檜尾和尚

諱實惠

讚岐國人俗姓佐伯宿祢初就東大寺泰基

法師學法相宗後隨大師傳真言教

大師嘆曰
人師國寶

天長四年建立觀心寺承和初補神護寺別

當承和三年五月十日任律師五十為東寺

々務但大師在世加任云々任日可尋之

同五年附入唐請益僧円行實持法服等贈

於大唐惠果和上墳墓遙申孫弟之礼狀

真忠

真泰 杲隣 円明 忠延
真濟 真雅 實惠

(第4紙)

同七年九月廿八日轉任少僧都^{五十五}
同八年為山城國葛野郡大井寺別當
以金剛峯寺准定額諸寺例依實惠奏也

開結緣灌頂壇嵯峨太上皇太后授戒入壇

同十年十一月十六日官府被置東寺傳法職^③

位并結緣灌頂十二月十三日於東寺授灌頂

於真紹本朝具支灌頂源也

同十一年三月十五日於東寺灌頂院始行結

緣灌頂

同十三年講大日經疏聽衆等真雅為上首

十餘人^{云々}

十四年十二月十二日遷化^{六十二歲四十二}

真紹承和十年十二月十三日於東寺灌頂院授之

惠運承和五年入唐同十四年歸朝

嘉祥元年建立安祥寺^{五条皇后与善}
齊衡三年以山城國宇治郡栗田山施入
安祥寺
貞觀十一年九月廿三日入滅^{年七十二}

(四行分ほど空き)

(第5紙)

『第九祖』^④

貞觀寺大和尚

法諱真雅 大師舍弟 東寺最初入寺

大同四年々甫九歲辭本鄉入都承事兄贈

大僧正受學真言法^{國史} 弘仁十年十九歲受

具足戒徵侍内裏於帝御前誦真言三十

七尊梵号音響清徹宛如貫珠聽者莫

不絶倒帝大悅之同

⑤

承和四年補東寺入寺年卅七

承和十四年補東大寺別當治四年

嘉祥元年六月廿八日任權律師年四十八同九

國史

月轉正自清和天皇初誕之時未嘗離左

右日夜侍奉之同

仁壽三年十月任少僧都五十三齊衡三年十

月十八日任大僧都貞觀二年為東寺々務

長者補任云貞觀六年二月十六日依真雅上

表被定僧綱位階奏云僧徒本有三階滿位

法師位大法師位也而僧綱凡僧同授此階位

无別謂不可然仍彼三階之外更副法橋上人位

法眼和尚位法印大和尚位等三階以為僧綱階

位法印大和尚位為僧正位法眼和尚位為僧

都位法橋上人位為律師位云々有勅許即宣

（第6紙）

下在官符并宣命等 同勅聰乘輦車

出入公門并任僧正叙法印大和尚位重上表

⑥

大師空一贈大僧正贈叙法印大和尚位去天安元年

依真濟上表贈大僧正後八箇年

同十四年三月十四日為法務或云大唐不空三藏任此職綱務大師入唐歸

朝之後准彼例經奏聞被鑄造綱所印鑑依无其仁所官納也而真雅經奏聞申出印鑑今所補也依之執印法務

付此寺者也。

同十六年以嘉祥寺西院号貞觀寺二月廿

⑦

三日供養之以道昌律師為導師以惠達大

僧都為咒願延請宿德僧百口公卿百寮

臨齋會

同十七年天下大旱種々祈禱无驗仍真雅

於大極殿龍尾壇之上自不絶香煙祈請降

雨普潤天下感激年穀豐稔

元慶三年正月三日寢疾數旬无間醫藥

手結拳印口誦佛号心地不動恬然遷化^年

七十九國史

付法五人

真然^{佐伯氏大師甥入室資大師云真然師獨在守師跡之念以此師付属此山實惠禪師加德令建立}因

(第7紙)

茲雖至長者任僧正常住本山時随公請

寬平三十九月廿一日入滅於高野山^{年七十三}号後僧正或号中院僧正

源仁

載實十禪師

惠宿 十禪師貞觀寺座主

惟俊 貞觀寺座主

觀宿 同座主大僧都

觀礼^{ライ}

蓮舟 律師

延鑒 大僧都
延喜七六七入壇

泰舜 律師太元別當

圓照 律師太元別當

真皎 十禪師

(二行分ほど空き)

禅林寺根本和尚

諱真紹 大師入室資

承和十年十二月十三日^鬼随實惠和尚於東

寺受灌頂

(第8紙右端まで五行分ほど空き)

(第8紙)

同十四年四月廿三日任權律師十一月補長者

第二或云四月廿二日律師同日補長者云々

嘉祥元年六月廿四日轉正 齊衡年中建禪林寺

貞觀五年九月六日乙未以山城國愛宕郡道場

一院預於定額寺名禪林寺律師傳燈大法師

位真紹申牒偶奉為聖皇奉造毗盧舍那佛

及四方佛像奉報聖恩護持國家請預之定

額名禪林寺

貞觀六年二月十六日任權少僧都法眼和尚位

依真雅奏被定
僧綱位階之始

同十一年正月廿七日轉正

同十五年七月七日入滅年七十九歲七

宗叡僧正

(二行分ほど空き)

國師圓覺寺大和尚」

諱宗叡 左京人池上氏年甫十四出家受

具足戒就廣岡寺義演法師稟學法相宗義

數年後登叡山譜窮天台宗于時叡山主神

擁護遠行雙鳥相從暗夜片火相照見者奇

(第9紙)

之後移東寺就少僧都實惠受學謁少僧

都真紹受灌頂位內藏寮給料物嘉祥三

年清和太上天皇為儲貳之初撰入侍東宮

貞觀四年随高岳親王渡海入唐初遇汴州

阿闍梨玄慶受灌頂習金剛界登五臺山巡礼聖

跡西臺見五色雲東臺見聖燈及吉祥鳥

於大花嚴寺供養千僧即本朝御願也至青

龍寺阿闍梨法全受灌頂學胎藏阿闍梨位

以金剛杵并儀軌法門等付屬更尋造玄智

惠輪等阿闍梨承學秘奧又善无畏三藏

門徒以三藏所持金剛杵法門等授之已上三代實錄

七年十一月十二日却來東寺僧正請來錄云三代實錄云八年解纜三日夜帰

着本朝^ヲ達于請來錄可決之十一年正月廿七日任權律師六十一

年十二月廿九日轉權少僧都奉授天皇大毗

盧遮那三摩地法觀自在菩薩秘密真言法

等又奉為國家造兩界大曼荼羅安置宮

中修法院持念堂元慶三年正月至一長者

同十月廿三日任僧正 宣命云權少僧都法眼

和上位宗叡波太上天皇乃幼少仁御時与利護

持志奉仕流事毛有利今亦不怠須奉仕尔依天

故是以殊仁僧正仁任賜云々

同五月八日清和上皇遷御円覺寺則落飭

『清和天皇御入壇事』^⑩
入道法名素真設灌頂壇受三摩耶戒以衣服

(第10紙)

臥具珍寶車乘囀施宗叡於是捨諸寺一

物不入己云々三代實錄

元慶四年五月廿二日依霖雨於神泉苑修

止雨法限以三今日附灌頂經廿四日天霽云々

『円覺寺事』
同五年三月十三日勅曰山城國愛宕郡栗田

院元是太政大臣藤原朝臣山庄也太上天皇

趣其清閑暫駐仙躔遂於此地出家落飭仍為

道場額曰円覺宜特為官寺以傳云々

同八年三月廿六日卒年七十六歲六十二

付法十二人

清和聖主
御法名円覺
〔榮海集〕
⑬

勝榮

峯敷
禪林寺後僧都 真濟入室
延喜八年四月廿九日入滅七十四
或說東寺灌頂堂壁梵字此人書^三。

峯藝

峯綜

如願

〔第11紙〕

命携
⑬

禅念
神護寺隨宗叡入唐諡号慈恩和尚
律師

觀照
内供奉

三修
安祥寺
或云入唐
律師

禅安
禪林寺
律師
法務^三。

源仁
南池院僧都

真照
イ无
⑬

玄静
禪門

神日

禅彦

會理
僧都

大恵

玄機

修證

世捐

寂照
法三宮 真寂

(二行分ほど空き)

『第十祖』

南池院和尚

諱源仁

初為護命僧正入室學法相宗後隨實惠僧
都習三密教更付真雅僧正灌頂瀉瓶又付
宗叡僧正受法矣三密學行尤高一朝帰依

(第12紙)

殊厚建立南池院流布真言教法

元慶二年十月十七日補内供奉

同七年十月七日任律師 仁和元年十月廿

二日任少僧都同二年十月廿二日加任東寺

長者三同三年十一月廿二日遷化年七十

或說寛平二年十一月廿二日入滅七十三 ⑬

付法三人

益信僧正

灌頂弟子十七人

神日律師

寛平法皇

貞從

運昌

房審

聖珠

神照

善祐

峯如

⑭

聖實僧正

玄海

円椿

會日

禎杲

貞保

貞繼

觀禮大法師

『第十一』

尊師

法諱聖實

兵部大丞葛聲王息

田原天皇
苗襲也

承和十四年隨貞觀寺僧正真雅出家得度十六年

初属元興寺円宗僧都願曉律師等受學

三論宗次付東大寺平仁習法相宗付同寺

玄永學花嚴宗雖學諸宗三論為本宗

貞觀十一年勤維摩會豎義所立三乘賢聖
義年卅八歲

十三年僧正授无量壽法四十歲
貞觀寺

元慶四年随真然僧正受兩部大法四十九

八年受灌頂於源仁僧都五十三

仁和三年三月九日為傳法阿闍梨源仁舉狀
五十六

寬平二年補貞觀寺座主五十九

六年十二月廿三日任權律師六十三

同廿九日兼法務

七年十二月廿九日補長者六十四長者

九年十二月廿八日任少僧都六十六

延喜元年正月十四日轉大僧都七十

二年三月廿三日任權僧正七十一

六年三月至一長者七十五 同十月轉正七日

九年七月六日於普明寺入滅七十八
藏六十二

從幼少至長年斗藪為業名山靈地久經行

昔役行者開金峯山之嶮路其後絕以不通而

僧正踏顯于今傳藏王之威驗又貞觀末歲

建立上醍醐弘演顯密二教南都草創東南

院興隆三論宗南山苦行開金峯山住東大寺

荒室醍醐東大寺往反无隙云周遊諸寺

所造丈六等像廿餘軀此外伽藍佛經造寫不

知數就中東大寺中門安二丈餘二天即設大

會供千僧東寺食堂又造丈六千手并一

丈四天王開眼日太上法皇御幸延喜二年六

月十日有旱氣南殿祈願諸神而弥大旱

奉仕請雨經經无驗其後修孔雀經法甘雨^⑧

流澍^{云々}三會講匠代々所持五師子如意此人所

造^{云々}弟子延愷遂講之時始持此如意^{件如意外面付五}

師子内付三古是表顯密兼學

臥病之時陽成宇多兩上皇、慰問臨幸終焉之日 公家賜誦經物 勅使

藏人左近將監紀淑人

或云法身報身應身月輪上之三德聖德

聖武聖寶日本中之一身^{云々}

聖德太子者救世觀音二辟如意輪也聖武天

皇觀音化身也東大寺遮那像四聖化身造

立行基者文殊婆羅門僧正普賢良弁僧

正弥勒也今尊師如意輪化身也證跡分明也

可仰信々々々

日藏傳云至兜率天靜觀觀賢聖寶等僧

正共來執佛子手^{云々}○常共入内院禮拜天主即

相引入内院莊嚴不可勝計^{云々}

付法十二人

觀賢

延惟 大法師 昌泰元年十二月十五日^{皇一}受之六十二

(第15紙)

濟高 大僧都 勸修寺最初別當^{延喜五年九月廿一日}

延長六年十二月廿六日直為一長者^{治十二}

承平元一十、廿、轉正 同五一十月十二日任權少僧都^{當時權律師}

天慶三一十二月十四日轉大同五一十一月廿五日入滅^{九十一}

延喜聖主於勸修寺為母儀御筆法花經供養于時依為彼寺^⑨

印照 大法師

已上兩人延喜二年二月八日^{井一}受之

觀宿大僧都

延長三一八、九、加任超延徹寺務
同五、七月廿五日任小僧都同六、閏八月廿八日
轉大同十二月九日入滅八十五
惟俊灌頂弟子、重受欽

29

貞崇少僧都

延喜二年九月廿三日景一受之四十六
或記云東寺灌頂院大梵字并祖師御影等此人書之

23

真願十禪師

延喜三年十一月十八日景一受之三十四

峯禪十禪師

延喜五年七月三日給官符同十五日
金一受之

延性十禪師

同年九月一日景一受之五十二

23

仁皎律師

真久

喜逢岳西院建立

神日

貞壽十禪師

同七年八月八日斗一於大覺寺受之五十六
同十六年為阿闍梨解文

道憲大法師

延喜八年十一月八日景一受之五十三

(第16紙)

延徹僧都

法皇受法
灌頂弟子

元方

定助

壹蓮

『第十二』
般若寺大和尚

諱觀賢 俗姓伴宿祢讚岐國人也

貞觀十四年出家受戒年十九

年月日勤興福寺圓堂豎義所立
嘉祥

二諦章

寬平七年十二月十三日乙卯賜傳法阿闍梨

官符即日受灌頂四十二歲

乙未
鬼一日
×イ

昌泰三年補仁和寺別當為東寺凡僧別

當昌泰年中

延喜二年三月廿三日任權律師五年八月八

日轉正

同六年十月七日補三長者八年四月至二長者イ本九年七月至一長者

同十年三月始行東寺御影供同廿五日任少僧都

同十二年五月十五日兼法務權法務者禪安也

同十四年五月廿四日癸丑於神泉苑為祈雨率廿

口禪侶五個日間修請雨經法无驗其後修孔

雀經法子一刻雨脚滂沱通宵不休廿九日乙酉

(第17紙)

結願廿口僧徒各賜度者一人

同十六年四月六日轉權大僧都六十四

同十九年九月十七日補醍醐寺座主最初同十

九日補金剛峯寺座主峯禪替此職年或无空律師替

来真然門跡補来而今依觀賢奏永付一

長者

同廿一年十月二日奏狀贈大師号作者大學頭三善文江

同廿七日宣下弘法大師号宣旨作者元方

或云僧正之上給諡号人勅治部省令勘先例

去貞觀九年以權僧正壹演故為慈濟是例

壹演者大師孫弟御入定以後八十六年

延長元年五月卅日轉正同三年三月廿三日乙酉

任權僧正

或記云延長三年觀賢為上皇御使參詣

高野奥院為令着檜皮色法服雖開廟不拜

見立誓願數尅而漸々霧晴拜聖容奉令着

御法服并剃除御髪^{云々}其後閑廟无奉

開

延長三年六月十一日遷化<sup>年七十二
萬五十四</sup>

付法九人

— 淳祐^{内供奉}

(組版の都合により改頁)

此説不審也可糾之⁽²⁵⁾
或説非長者行東寺灌頂^{*}

東寺

長者補任説

九年勸灌頂アサリ故也

『榮傳纂』天慶八年參勤加持香水^{*}・天曆元年加任不詳若猶以前天慶

天曆元年加任^歟・參勤加持香水勸三會已講^{*}・凡僧勤仕加持香水初ノ例^{*}

律師醍醐座主

一定——定助——法藏——仁賀血脉在別

或記^{天慶}十年二月九日入滅六十四歳七十五⁽²⁶⁾

維摩講師天慶元年三月日遷化^{六十四}

曆 天慶十年改元

右二人延喜三年二月^長⁽²⁷⁾

廿三日於般若寺受之

或本延長三年^{可為治定}乙酉二月廿三日⁽²⁸⁾

日^云受之四人同壇^{*}

遍基

同日受之

平遍

同日受

遍勝

内供

增命

元興寺 延喜廿二年七月九日
求兒土胎許歟

法皇

寬空

蓮臺寺僧正

已上二人事見小野抄

智泉

不審若誤事歟 (28)

(第19紙)

「寬救 或无之 東大寺別當東寺別當

『第十三』

或云左大臣融孫大納言ノ子

内供奉十禪師淳祐

又云嵯峨天皇曾孫參議右衛門督
勤孫從五位下 概子^{ス、ク}子^マ

或記云菅原淳茂子

延喜三年二月廿三日^{長イ}於般若寺受灌頂^⑩

×

公從若至老厭稠人而隱居別處三時觀念

專无退轉即誓願曰吾還中國亦興密教

天曆七年七月二日佛前結跏趺坐念珠懸

辟手結印契如入觀念帰円寂

号普賢院内供

令展

^{願書本}僧都一界

⑪

× 承平六年十一月廿六日受胎藏密印

長敷

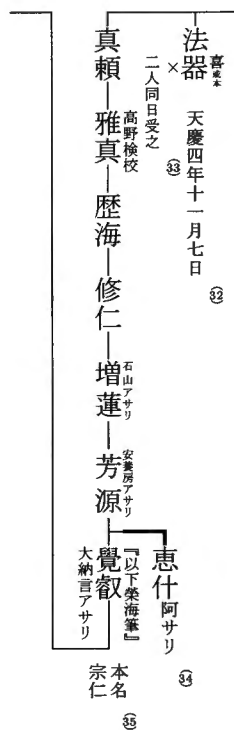
寛忠 少僧都

^{寛平法皇孫}池上 安和二年閏五月十日加任^{長香四人始例也}

天祿元年補法務天延二年十二月廿二日轉正

貞元二年四月二日入滅七十一

元杲 大僧都



(組版の都合により改頁)

(第20紙)

觀祐華林寺助アサリ朗澄成實榮然榮尊信忠榮海

師主淳祐隱居依固辭也

同五年安和元補内供五十八其後為春宮御持僧
不出宮中

『第十四』

法務大僧都元杲

雅樂助農省子掃部頭貞敏孫

初随一定律師明珎僧都等學三論宗次受金

剛界於元方贈僧都學胎藏界於一定律師勤

仕興福寺南円堂堅義度々奉仕維摩會聽

衆但依无世諦之力不遂大會堅義云々

天曆三年八月廿八日角受密印許可於石山内出傳

供康保元年十二月九日為傳法阿闍梨年五十四

寬空僧正
舉状在後符

同二年十一月九日十五款随寬空僧正受具支灌頂年五十

(第21紙)

天祿三年閏二月廿三日任東寺凡僧別當六十二
同年依炎旱於神泉苑修請雨經法七個
日後降雨天下驚感傳

天元四年十一月廿八日任權律師七十一

同五年夏於神泉苑修請雨經法第五日廿

雨已降結願之日任權少僧都七十二六年永觀元正

月補長者二永觀二年六月廿二日兼法務七十四

同八月八日轉大

寬和元年六月日於神泉苑修請雨經法

七月五日午後大雨修僧各給杖取一人宣孝記

同二年三月円融法皇於東大寺御受戒為

羯磨師七十六 永延二年辭職籠居本山經

五十年勤念佛事長徳元年二月廿七日

如本懷安住正定遷化八十五 号延命院大僧都

遺訓云入滅之後弟子中若適有慶致拜

賀當向西方奉拜極樂云々

付法十四人

平耀天徳元年十二月五日受之
師主四十四 師弟共凡僧

明觀永觀二年四月五日 甲寅 鬼一 授之 師為少僧都
長曆四年十二月廿六日補醍醐座主 寅僧二
治安元年十月八日遷化六十九

仁海小野僧正

元真僧都 号鎮西僧都 菅三品息
安樂寺別當

廣壽

(第22紙)

号峯上人 淡路守廣遠子

正曆二年正月七日畢一受之 師為前大僧都
實四十五 長和二年六月廿八日遷化年六十六

義藏内供

晴空

賀仲阿闍梨
太元別當

峯儀

平救——忠照

松興

平儀

定觀

覺縁律師

法務僧正仁海

俗姓宮道維平子

出真言宗林

年少之時參高野山奉拜大師影像戀慕

渴仰三箇年不歸本京付雅真大法師深

味悉疊練習宗義或記

寛和二年補東寺定額三十二

(第23紙)

永祚二年四月廿五日妻一随元泉受灌頂年三十一

長保二年八月廿九日為傳法阿闍梨年四十六歲三十五雅慶

僧正
解文

長和三年正月十八日任凡僧別當

寛仁二年六月奉仕請雨・法々驗掲焉同八月經

十四日依賞任權律師年六十六

僧綱補任云

治安三年十二月廿九日轉權少僧都并任長者二

年七十一

或記云

萬壽五年長元々四月修請雨經法及第六日降雨賞任

少僧都兼法務云可勘決之

長元々年十二月卅日轉正兼法務七十四僧綱補任

二年六月廿六日補東大寺別當

四年十二月廿六日轉權大僧都至一長者七十七
治二年

僧正記云前大僧正深覺去長元四年辞退

大僧正尅被止綱所并東寺々務者仁海

兩事執行而前大僧正再三依被執申

複任兩事仍寺務又付彼人云々

同五年五月一日於神泉苑修請雨經法

同十五日大雨結願七十八

同六年五月十四日修請雨經法自十八日

甘雨普潤廿三日結願十二月廿二日轉正

十叙法印祈雨賞
年七十九

長曆二年六月奉修請雨經法至第七日降雨或說

(第24紙)

長久四年五月八日修請雨經法十三日午後降雨六イ

十四日甘雨普降十五日結願賜度者僧正依41

召參内被聴輦車又賜封七十五烟年八十九

同年九月複任一長者前大僧正深覺卒替

寛徳二年七月十三日於小野住房修祈雨法依

老爛不向神泉也廿一日雨下廿七日結願二七日

凡祈雨法九个度每度降雨其名聞宋朝

永承元年五月十六日遷化或記九十九入滅々々
九十二世稱雨僧正

建立曼荼羅寺【榮筆】靈驗名聞宋朝見成尋入唐43

記

付法

成典權僧正仁和寺円堂成印大法師入室弟子
正曆六年十月一日授之師年四十六資卅七共為凡僧

覺源僧正花山法皇御子
治安二年十二月十四日傳受即与印信師位律師年六十八
受者御年廿三

定賢法印
勝覺權僧正

覺俊宮阿、
徹覺大僧都

法円阿闍梨太元別當
或記云康平二年二月八日於醍醐寺御在所新堂傳授之
初台後金云々
教授二人
或記

行照

成禪弁成房上人本叡山人也
長元九年十一月十一日受之

慶成盛イ
清住房上人義範舍兄
×同年十二月十七日受之

(第25紙)

寂円理趣房
同年十二月廿三日受之

頼照【榮筆】
小理趣房
禪恵小理趣房
教王房
元海松橋僧都

47

46

圓照 入道中納言顯基

長曆三年正月廿日^房於小野受印可

或血脉圖云持金剛衆八人讀衆十人^{廣德平教}

初夜胎後夜金仁海瀉瓶也是成尊料也^{可勘之}

聖照 仁和寺 成典入室 教授寂円^{律師}

延殷 法橋 叡山
長曆三年正月十一日受之

成尊 小野僧都
同年九月三日^心受之

常寂 北尾上人 真範僧正舍弟
同年十一月廿四日於小野照野院受之

永保元年四月十三日端坐正念々佛卒^{八十五}

護忍 入道号桂御房 後中書王息

慶真 阿闍梨 記云仁海受法灌頂資修學不退僧也^{云々}
於真言院勤仕延命御修法僧正手代^{云々}

(第26紙)

觀杲 入寺号土佐入寺 往生人也

深聖 大僧都

二品親王性信 重受

『第十六』

權少僧都成尊

仁海僧正入室

長曆三年九月三日^心隨僧正受灌頂<sup>師八十五
寶廿八</sup>
教授寂円

康平八年^{治曆元}六月十五日始修請雨經法

効驗揭焉而依為春宮<sup>後三
條院</sup>護持僧横被¹⁸

抑留勸賞是宇治殿下和讒^{云々}

延久元年五月廿五日任權律師<sup>主上從青園之
時奉護持勞^{云々}</sup>¹⁹

同三年二月廿日加三長者六月廿九日任權少

僧都<sup>臨時朝恩
或云円宗寺鎮功^{云々}</sup>

同四年十月至一長者六十一

同六年^{承保元}正月七日遷化^{六十三}号小野僧都

付法四人

〔奥書・本文同筆〕

貞和六年正月廿八日於東寺西院僧坊

以二位僧正聖濟自筆本書寫之

一校了

〔同二月十二日再校了〕

〔奥書〕

寛保第三歲次癸亥仲夏廿九日遂

修補了

僧正賢賀生年六十歲

〔第27紙〕

義範

少僧都 肥後國人号遍知院僧都
天喜二年七月廿七日壬午 受之冊二 師資共凡僧
寛治二年閏十月五日遷化六十六

範俊

延久三年七月十四日危 於曼荼羅寺受之三十四

明筭

高野中院延久四年十二月廿七日受之五十二
嘉承元年十一月十一日入滅八十六

源尊

阿闍梨 大乘院

已上四人付法云々 以下可勘決之

明快

懷 僧都 興福寺 長曆三年維摩講師
× 延久五年八月 日卒

行秀

阿、

行照

智照

(第1紙、「惠果以為師主」裏書)

仁海僧正日本高僧傳云

空叡大僧正讃岐人 勤操僧正弟子 法務
入口 真言宗祖 東大寺 ⁽²⁾

同記云

法務初

勤操僧正大安寺 弘法大師東大寺 真雅僧正東大寺 聖實僧正東大寺

(第2紙、「呆隣」裏書)

仁證記云呆隣大法師伊豆國人豊櫻彦尊十代孫千代

磨子住東大寺加弘法門徒修禪寺建立人也付法二人云々

(第3紙、「葛野郡大井寺」裏書)

檜尾法禪寺欵

(第4紙、「同十三年講大日經疏」裏書)

開田准后御本疏第一批云

記云

自承和十三年四月廿五日始廿八日講了

聽衆

真雅大德 真照々々 惠詮々々 真無々々
源仁々々 宗叡々々 惠等々々 安寛々々
惠峯々々 真勇々々 廣峯々々 春楨々々

私云若是檜尾僧都記文歟

已上本批

(第7・6紙、繼目裏書) 53

密教相承抄下云真然僧正元慶七年加二長者于時權小僧都同八年

二月至于一長者于時權小僧都寛平二年十月二日任僧正寛平御宇以此師為

仁和寺供養導師仁和四年八月日灌頂弟子三人无空律師惟首大法師壽長

大法師云々

(第10・9紙、繼目裏書) 54

密教相承抄下云水尾法皇宗叡僧正灌頂弟子清和天皇是也

元慶三年五月八日夜於円覺寺落飭入道退位四箇年以宗叡為戒師

于時小僧都法諱素真年三十同時出家人六人設灌頂壇受

三昧耶戒以衣服臥具珍寶車乘觀施宗叡於是分捨諸寺一物

不入己同年十月受傳法灌頂无付法云々元慶四年十二月四日崩御卅一云々

東要記上云文德天皇第四王子清和法皇水尾深好禪定三十入

道遂則宗叡僧正為大阿闍梨受灌頂職位云々

(第12紙、「益信」裏書)

或記云初住東山椿峯於西麓有尚侍藤原淑子病悩請益信

令祈請得平愈為師壇以山粧為寺円城寺是也55

仁和三年正月廿九日 受傳法灌頂

仁海僧正高僧傳云益信備後人真紹僧都弟子
大安寺法相宗兼真言宗云々

聖寶讃岐人王氏真雅弟子
東大寺 或人云王氏大和國人云々

〔第14紙、〔遺_テ弟子…〕裏書〕

延喜十一年延愀三會講師任先師聖寶之遺言五師子
如意始持之阿闍梨以後講師例

〔第15紙、〔濟高〕裏書〕

承次
永俊律師入室惠宿僧都受法弟子

〔第17紙、六行目「長者」裏書〕

尚祚記云大師入定、時者五十日間六人御弟子奉
守護「了其、後五十六季之間自承和二年」至
寛平元年「真然僧正一向」守護自寛平元年「
至同三年」壽貞大法師奉守護之「自寛平
四年」至延喜十六年「二十五季之間无空律師
并門徒等奉守護之」自延喜十六年「至同
二十季」五箇年間峯禪阿闍梨奉守護之「

皆是為住山ノ座主ニ之故也但自延喜十七年ニ迄同

二十一年ニ山門荒廢五十年也雖然ニ住山ノ座主許ヘ

不相絶ニ者也厥後各守ニテ東寺ノ僧房ノ結番ノ張文

次第ニ參籠守護之僧徒相續スル歟云々

六人御弟子者實恵或記、真濟 真雅 真紹

真然 真如也

(第17紙、奥から四行目「開」裏書)

尚祚記云醍醐天皇ノ御宇延喜廿一年十一月廿七

日般若寺僧正觀賢か忝か奉聖主勅命親ク開ニテ入

定ノ禪窟ニ是則チ主上依テ大師ノ御夢想ニ調テ檜皮色ノ

御糞束一襲ヲ被奉送高野ノ御廟ニ之故也種々ノ

奇瑞具ニ在別紙ニ遂イタテ届石室ニ拜見スルニ容儀ヲ顔色于

今ニ不レ變儼然ト如シ古ノ相兒ノ即剃鬚髮ニ奉レ覆ヒ衣裳ヲ

初則吾猶難^レ奉^ニ拜見^シ後代弟子誰^カ又披^カ哉仍堅^ク

閑^ツ禪窟^ニ永不可開^云爰^ニ石山ノ淳祐内供随從^ノ僧正^ニ

入石室内^ニ奉^ル摩^テ大師ノ御膝^ニ是^ノ故^ニ其手一期有^テ餘

香^ニ而不^{スト}失^云是則大師御入定之後八十三季之

事也^{云々}

(第18紙、一定条「右二人…」裏書)

賢實私云

延喜三年者寫生誤也此比尊師僧正在生也觀賢僧正遂⁶⁸

授与之条不審也仍延長三年本可為治定也寛信法務抄延⁶⁹

長^{云々}尤宜也 私云天慶十年改天曆元加任以後二月即卒欤⁷⁰

(第19紙、「令展」裏書)

興福寺維摩講師名張云⁷¹

令展延喜廿一年勤仕維摩講師大安寺法相宗人也
研學智維次延任。

(第19紙、「真頼」裏書)

仁海僧正自筆血脉記淳祐内供付法弟子四人元杲寛忠真頼雅真云々

(第20紙、「同」二年十一月」裏書)

長者補任云

康保元年十二月九日為傳法阿闍梨年五十四歲卅五
寛空僧正舉

二年十一月十五日随僧正寛空受具支灌頂師主
淳祐

好隱居依
固辞也云々

(第27紙、「範俊」裏書)

以前

賢實私云延久三年以来範俊為
成尊入壇人欽康平祈雨法之時範俊
秘密

②

龍供可推察之

注

- ① 演、原作「演」、私改。以下同。
- ② 壹演ヨリ由連ニ至ル系図線、墨線。
- ③ 府、ママ。「符」ナルベキカ。
- ④ 九、「八」ニ重書シタル如クモ見ユ。
- ⑤ コノ行、行間ニ補入。卅、「卅」ノ縦中二画ヲナソリテ「卅」トシテアリ。
- ⑥ 叙、原字形「余」＋「刃」、以下同。
- ⑦ 導、「道」ヲ書キ「寸」ヲ附加。
- ⑧ 宕、原作「宏」。
- ⑨ (双注右行)云、擦消。
- ⑩ コノ行、行間ニ補入。
- ⑪ 宕、原作「宏」。
- ⑫ *、解ヲ得ズ。字形ハ「乚」＋「廚」ノ如シ。
- ⑬ 御、朱筆合点ヲ施ス。
- ⑭ 携、原字形、上ニ「推」、下ニ「乃」。
- ⑮ 真照、「真」右肩ヨリ墨筆引点ヲ出シ右注「イ无」ニ接続。
- ⑯ 或説、墨筆合点ヲ施ス。
- ⑰ 保、字画ハ「俸」ニ近クヤヤ苦シイガ、『血脉類集記』第二(真言宗全書本43頁)等ニ従ウ。
- ⑱ 請雨経経、ママ。「請雨経法」ナルベシ。
- ⑲ コノ注文、「延喜」右肩ニ移動符アリ。「濟高」下ノ「〇」箇所ニ補入。但シ、本文同筆。
- ⑳ 惟俊…、コノ行、補入。但シ、本文同筆。

- ㉑ 或記云…、コノ行、補入。但シ、本文同筆。
- ㉒ 同年…、移動符・補入符ニテ「十禪師」直下ヲ指示シテアリ。
- ㉓ 宵、原字形「宵」。
- ㉔ 同三年…、右傍注「此説誤也延喜〇年六月一日奏狀權僧正ノ載之ノ故也」トアリ。□、虫損、「廿」カ。
- ㉕ 此説…九年…、第17紙「淳祐」ノ下ニ位置ス。(天慶八年…ノ行末、天慶ノ下、接続符アリ、右ノ「九年」ヲ指示スルナラン。天暦元年ノ合点、朱書。淳祐・一定ノ間、實際ニハカクモ空キオラズ、以下ノ遍基・平遍ノ間ト同程度ノ空キ。
- ㉖ (天慶元年ノ)慶、墨抹シテ左傍ニ「曆」。(左行、天慶十年ノ)慶、「曆」ニ重書シテ「慶」。
- ㉗ (喜)右注ノ長、墨筆合点ヲ施ス。
- ㉘ 二、「三」ノ第一画ヲ擦消テ「二」。
- ㉙ 誤、ヤヤ存疑。
- ㉚ (喜)右注ノ長、墨筆合点ヲ施ス。
- ㉛ (展)右注ノ展、墨筆合点ヲ施ス。或、原字形「才」ノ如シ。「或」ノ省画ナラン。左ノ「法器」注モ同。
- ㉜ (器)右注ノ喜、墨筆合点ヲ施ス。年・十ノ間、「月」アリ、重書。
- ㉝ 二人…、墨線ニテ「法器」「真類」ニ接続。
- ㉞ 芳源ヨリ恵什ニ至ル系図線、墨筆。
- ㉟ 覺叡、朱筆合点ヲ施ス。
- ㊱ (右注)三十九、不明字ヲ擦消テ重書。
- ㊲ (正曆ノ)正、不明字ヲ擦消テ重書。
- ㊳ 傳、不明字ヲ擦消テ重書。

- 39 掲、ママ。
- 40 或記云ノ下、移動符マタハ接続符アリ。(左行ノ)少僧都、「少」ニ墨筆合点、「僧」右傍ニ墨筆小丸アリ。
- 41 ■、「十四」ヲ擦消。
- 42 ■、「召」ヲ擦消。
- 43 九十二、左傍ニ墨点ヲ施ス。
- 44 靈、朱筆合点ヲ施ス。
- 45 共、「凡」ヲ擦消テ重書。
- 46 行末ノ教授二人ハ寂円・成尊。
- 47 頼、朱筆合点ヲ施ス。(禪惠右傍ノ)小理趣房、擦消タルガ如シ。教王房、ナゾリ。
- 48 掲、ママ。
- 49 團、不明字ヲ擦消テ重書。
- 50 承、不明字ヲ擦消テ重書。
- 51 坊、不明字ニ重書。
- 52 (双注左行)□、擦損。「唐」ナルベシ。
- 53 一行目ハ第7紙ニ、二行目以下ハ第6紙ニアリ。
- 54 「密教相承抄下云…」ハ第10紙ニ、「三昧耶戒…」以下ハ第9紙ニアリ。
- 55 粧、ママ。
- 56 コノ行ヨリ第16紙上トナル。
- 57 醒、原作「題」。翻、原字形「是」+「胡」。
- 58 也、「欵」ニ重書。
- 59 抄延、ナゾリ。
- 60 天慶十年…、墨抹ト見ユ。
- 61 名、不明字ニ重書。張、ママ、「帳」ナルベキカ。
- 62 三年以来、墨抹。